

年 月 日

大阪府教育長

様

主たる園の幼稚園番号

学校法人所在地

学 校 法 人 名

理 事 長 名 (記名又は署名)

(登 記 事 項) 登 記 完 了 届

このたび組合等登記令第3条の規定に基づき の登記を完了しましたので、
私立学校法施行令第6条第1項の規定に基づきお届けします。

記

1 登記年月日

〔提出部数〕 正副各1部

〔添付書類〕

(1) 法人の登記簿謄本

(参考) 一組合等登記令一

第2条 組合等の設立の登記は、その主たる事務所の所在地において、設立の認可、出資の払込みその他設立に必要な手続が終了した日から二週間以内にしなければならない。

2 前項の登記においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。

1. 目的及び業務 2. 名称 3. 事務所の所在場所 4. 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
5. 存続期間又は解散の事由を定めたときは、その期間又は事由
6. 別表の登記事項の欄に掲げる事項